

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市三山木谷垣内における車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月3日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和7年10月26日に発生した京田辺市三山木谷垣内における車両損傷事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

483,923円

2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和7年10月26日午後7時頃、相手方が市道上谷浦山崎線を車両で走行中、道路に倒れていた木の枝に接触し、車両が損傷したもの。